

# 特定保健用食品の今後の表示許可の申請手続きについて

参考資料 1

R6.3.21

特定保健用食品の表示  
許可等に関する部会

消費者庁長官が特定保健用食品の表示許可をするに当たっては

- ①効果について、特別用途表示の許可等に関する委員会において審議を行う
- ②安全性について、食品安全委員会(安全性に係るものに限る。)の意見を聴く
- ③「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による表示規制の抵触の有無につき厚生労働大臣の意見を聞くものとなっている。
- ④各関係機関の定める標準的事務処理期間は以下のとおり(ただし、申請者が修正するのに要する期間及び追加資料の提出を求めている期間は含まない)
  - (i) 消費者庁: 5か月 (食品安全委員会における審査の期間は含まない)
  - (ii) 食品安全委員会: 12か月

«表示許可手続の流れ»

